

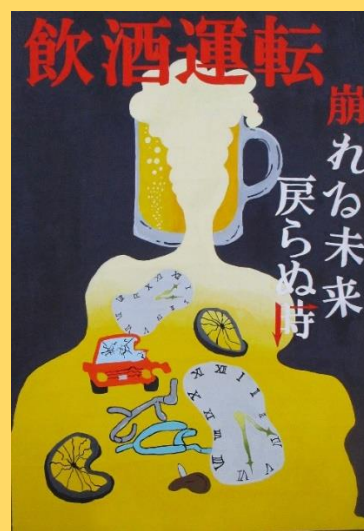
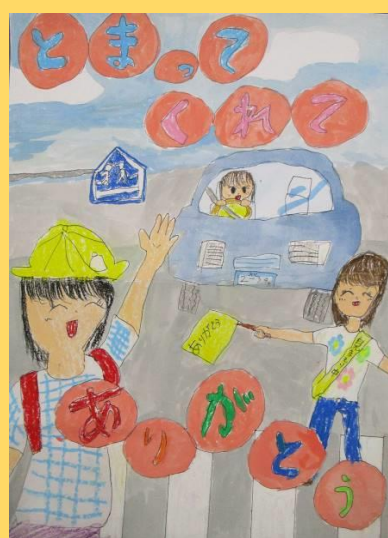
令和7年度 茨城県交通安全県民運動推進要綱

＜年間最重点項目＞

- ◎高齢者の交通事故防止
- ◎飲酒運転の根絶

＜スローガン＞

- 【年間】「気をつけて ゆっくり歩く おとしより」
- 【年間】「家族より 大切ですか？ その一杯」
- 【春】「小さな手 大きくあげて わたろうね」
- 【夏】「わすれない ルールと注意と ヘルメット」
- 【秋】「光ってる あなたのマナーと反射材」
- 【年末】「自分から つけるライトで 消える事故」



令和6年度茨城県交通安全ポスター作品コンクール最優秀賞（茨城県知事賞）受賞作品

（注）ポスター作品のスローガンは令和7年度のスローガンと一致していません。

茨城県交通安全対策会議

令和7年度 茨城県交通安全県民運動推進要綱

1 趣旨

この運動は、県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため県民運動として展開する。

2 推進期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 主唱

茨城県交通安全対策会議

4 実施機関・団体及び協賛団体

別表（最終頁）のとおり

5 運動の基本

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

6 運動の重点

（1）高齢者の交通事故防止（最重点項目）

年間重点スローガン「**気をつけて ゆっくり歩く おとしより**」

（2）飲酒運転の根絶（最重点項目）

年間重点スローガン「**家族より 大切ですか？ その一杯**」

（3）自転車の安全利用の推進

（4）子供の交通事故防止

（5）歩行者の保護

（6）夕暮れ時から夜間における交通事故防止

（7）全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

7 各季運動等

各季において期間又は日を定め、県内統一した活動を展開する。

8 運動の進め方

この運動を効果的に推進するため、市町村及び関係機関・団体は、本要綱に基づき早期に適切かつ具体的な実施計画を策定し、運動の推進体制を確立するとともに、この運動が県民総ぐるみの運動として展開されるよう、地域住民に対する啓発を行い、積極的な参加が得られるよう配慮すること。

● 運動の基本に関する推進事項

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

《マナー向上運動のコンセプト》

1. 自ら 「知る」	(1) 県内の交通マナーの実態を知る。 (2) 自己の交通マナーを省み、正しいマナーを理解させる。
2. 周りに 「知らせる」	(1) 歩行者・自転車利用者の反射材利用を促進する。 (2) ドライバー・自転車利用者に各種灯火の活用を促す。
3. 相手に 「譲る」	(1) ドライバー・自転車利用者に歩行者保護を意識付ける。 (2) ドライバー・自転車利用者に「譲る」「待つ」実践を促す。

【主な推進事項】

1 交通安全教育

- 交通安全意識の高揚と安全行動の実践を促進する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 年齢や対象に応じた交通安全教育を推進する。

2 街頭活動

- 高齢者や子供に対する保護・誘導活動を促進する。
- ルール・マナー違反に対する街頭指導活動を強化する。
- 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する指導取締りを強化する。

3 広報・啓発活動

- 各種広報媒体の活用や効果的なキャンペーン等の実施により交通事故や交通マナーの実態を知らせ、交通ルールの遵守や「安全運転五則※1」の実践、交通マナーの向上を呼びかける。また、踏切の安全な通行について啓発に取り組む。
- 各種講習会、研修会、会議等の機会を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について意識の啓発を図る。

● 運動の重点に関する推進事項

(1) 高齢者の交通事故防止【具体的な推進事項】

1 高齢の歩行者・自転車利用者に対する交通安全教育

- 加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、歩行中・自転車乗用中における安全行動を確認するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 高齢者世帯・老人福祉施設等への訪問活動を通じて、高齢者が関係する交通事故の実態を知らせ、安全行動についての指導を推進する。
- 反射材の効果や有効性を示しながら高齢者の持ち物や靴等に反射材を直接貼付するなど反射材用品の利用促進を図る。

2 高齢運転者に対する交通安全教育

- 加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、適切な運転行動を確認するための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 「高齢運転者の安全運転五則※2」の周知と高齢運転者標識(高齢者マーク)の普及促進を図る。

3 保護・誘導・支援

- 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者の保護・誘導活動を促進する。
- 高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する保護義務（幅寄せや割り込みの禁止等）についての周知や高齢者優先駐車場の設置等の施策を推進する。
- 安全運転に不安がある高齢者に対し、運転免許証の自主返納を考えるきっかけをつくるとともに、返納者に対する支援を行う。
- 高齢者クラブ等によるヒヤリ地図や反射材を組み込んだ身の回り品等の作成や街頭活動など高齢者の交通安全諸活動への参画意識の醸成を図るとともに自主活動に対する支援を推進する。

4 道路交通環境の点検整備

- ヒヤリ地図の作成や立看板の設置により、交通危険箇所の周知を図る。
- 生活道路やシルバーゾーンにおける安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。

5 広報・啓発活動

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、高齢者の交通事故防止を呼びかける。
- 『高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉広報日』（敬老の日）や『高齢者の交通事故ゼロの日』（毎月15日）を設け、効果的な広報啓発を推進する。

（２） 飲酒運転の根絶【具体的な推進事項】

1 飲酒運転を許さない環境の整備

- 飲酒時の交通手段として公共交通機関の利用を促進する。
- 地域・職場における「飲酒運転三ない運動※3」「ハンドルキーパー運動※4」等を推進する。
- 飲食店等への運転者に対する酒類提供禁止の働きかけを推進する。
- アルコール検知器の普及と活用を促進する。

2 交通安全教育

- 疑似体験機器等を活用した講習会の開催等により、飲酒運転の悪質性・危険性を認識・理解させ、飲酒運転根絶のための運転者教育を推進する。
- 飲酒運転による交通事故の被害者や加害者の声を生かした講演会等の開催を促進する。

3 街頭活動

- 飲酒運転者及び飲酒運転の周辺者に対する交通指導取締りを強化する。

4 広報・啓発活動

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転に対する罰則及び行政処分について周知し、飲酒運転を防止する。
- 飲酒運転による交通事故被害者の声を反映した啓発活動を促進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。
- 『飲酒運転根絶のための県下一斉広報日』を設け、集中的、効果的な広報啓発を推進する（夏季及び年末の県民運動期間中の各金曜日）。

(3) 自転車の安全利用の推進【具体的な推進事項】

1 交通安全教育

- 「自転車安全利用五則※5」を活用した自転車の正しい乗り方や交通マナー等について参加・体験実践型の交通安全教育を推進し、自転車は「車両」であることや、歩道は歩行者優先であることを理解させるとともに、事故事例を活用してルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任等について周知する。
- 保護者を対象とした交通安全教室等を開催し、自転車に同乗する幼児の安全性の確保について視聴覚教材等を活用して理解向上を図る。

2 安全性の確保・支援

- 自転車の点検整備及び自転車事故被害者救済のための自転車損害賠償責任保険等（自転車向け保険、TSマーク等）への加入を促進する。

3 街頭活動

- 交差点、自転車道、歩道等における交通危険箇所の安全点検を実施し、障害物の除去及び違法駐車車両への指導等により、安全な走行環境を確保する。
- 駅周辺や商店街における駐輪方法等について、街頭指導を徹底する。
- 自転車の悪質・危険な違反に対する指導取締りを強化する。

4 広報・啓発活動

- 自転車の通行実態や事故実態等を周知し、加害者となる可能性や自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について啓発する。
- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、点検整備した安全な自転車の利用を呼びかける。
- あらゆる機会において、自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化や頭部保護の重要性および被害軽減効果について周知し、全ての自転車利用者に対して自転車乗車用ヘルメットの着用を推進する。
- 「ながら運転」「酒気帯び運転」に対する罰則が道路交通法の改正により整備されたことについて、広報・啓発し、自転車の交通事故防止を呼びかける。

(4) 子供の交通事故防止【具体的な推進事項】

1 交通安全教育

- 道路の横断及び自転車の乗り方指導やヒヤリハット体験を取り入れた教育効果の高い交通安全教育を推進する。
- 自転車の安全な利用等を含めた安全な通学のための教育教材等を作成・活用し、発達段階に応じた交通安全教育を推進する。
- 新入学期や長期休暇前を捉えた交通安全教育を推進する。

2 保護・誘導・支援

- 通園・通学時間帯を中心に、街頭での幼児・児童・生徒や保護者に対する交通安全指導を推進する。
- 遠距離通学児童に対する支援を推進する。

3 通学路等における交通安全の確保

- 児童、保護者に対する交通安全教育、街頭での交通安全指導を推進する。
- 通学路における安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。

4 道路交通環境の点検整備

- ヒヤリ地図の作成や立看板の設置により、交通危険箇所の周知を図る。
- 生活道路等における安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。

5 広報・啓発活動

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、子供の交通事故防止を呼びかける。

（５） 歩行者の保護【具体的な推進事項】

1 運転者に対する交通安全教育

- 運転者に横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務の指導を推進する。

2 歩行者に対する交通安全教育

- 歩行者に、横断歩道の利用や信号機のあるところでは、その信号に従うことなどについて指導を推進する。
- 道路を横断する時は、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えることの指導を推進する。

3 街頭活動

- 正しい道路の横断方法について交通安全指導を推進する。
- 横断歩行者妨害や信号無視等の歩行者保護に資する悪質・危険な運転への指導取締りを強化する。

4 広報・啓発活動

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、歩行者(特に横断時)の交通事故防止を呼びかける。

（６） 夕暮れ時から夜間における交通事故防止【具体的な推進事項】

1 運転者に対する交通安全教育

- 夜間における視認性低下や速度感覚の鈍化等による危険性を認識・理解させる交通安全教育を推進する。
- 前照灯の早めの点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えについて指導を推進する。
- 夕暮れ時から夜間における重大事故の原因で多い最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性を周知するなど、基本的な安全運転を推進する。

2 歩行者・自転車利用者に対する交通安全教育

- 視認性低下の危険性を認識・理解させ確実な安全確認の実践を促す交通安全教育を推進する。
- 明るい目立つ色の衣服の着用と反射材用品やライトの効果的な活用、自転車利用者のライト点灯及び自転車側面等への反射材の活用を推進し、服装やライトの活用により自分の存在を周りに「知らせる」ことの重要性を認識・理解させる。

3 街頭活動

- 世帯訪問や立哨活動等のあらゆる機会を通して、自転車や靴等への反射材の直接貼付を推進する。
- 交通事故発生状況に即した街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導等を推進する。
- 飲酒運転・速度超過・信号無視等の悪質・危険な運転に対する指導取締りを強化する。

4 広報・啓発活動

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。

(7) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

【具体的な推進事項】

1 交通安全教育

- 各種講習会や交通安全教室等においてシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性と着用効果の理解向上を図るとともに、後部座席を含めた全席着用義務化について周知し、全席での着用指導を徹底する。
- シートベルト着用体験車を活用した体験型教育を実施し着用意識の啓発を図る。

2 街頭活動

- シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用についての街頭指導を推進する。
- シートベルト装着義務違反及びチャイルドシート使用義務違反に対する交通指導・取締りを強化する。

3 広報・啓発活動

- テレビ、ラジオ、新聞、SNS等のほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底についての広報啓発活動を推進する。

● 各季運動等

1 期間を定めて行う運動（実施要綱）

運動の 名 称	運動期間	実施内容等
春の 全国交通 安全運動	4月 6日(日) ～ 4月15日(火) (10日間)	■目的 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。 ■スローガン 小さな手 大きくあげて わたろうね ■運動の重点 (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践 (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進 (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
夏の 交通事故 防止県民 運動	7月15日(火) ～ 7月24日(木) (10日間)	■目的 夏は、暑さや行楽などによる疲労や季節特有の解放感による飲酒運転や無謀運転等を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図る。 ■スローガン わすれない ルールと注意と ヘルメット ■運動の重点 (1) 歩行者（特に子供と高齢者）の保護 (2) 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (3) 自転車の安全利用の推進
秋の 全国交通 安全運動	9月21日(日) ～ 9月30日(火) (10日間)	■目的 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。 ■スローガン 光ってる あなたのマナーと反射材
年末の 交通事故 防止県民 運動	12月1日(月) ～ 12月15日(月) (15日間)	■目的 年末は、例年夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあるほか、忘年会など飲酒する機会が増えることから、飲酒運転を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図る。 ■スローガン 自分から つけるライトで 消える事故 ■運動の重点 (1) 子供と高齢者の交通事故防止（特に横断歩行者の保護） (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (3) 飲酒運転の根絶

2 日を定めて行う運動

(1) 「交通安全の日」推進要領

ア 目的

茨城県交通安全条例において、県民の全てが交通安全について関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を行う意欲を高めるため「交通安全の日」を設定したことに伴い、交通関係機関・団体及び県民一人一人が一体となり、交通安全思想の高揚と実践活動を推進し、安全で住みよい生活環境を確立することを目的とする。

イ 実施日

毎月1日とする。ただし、その日が茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）に当たるときは、その日の翌日とする。

ウ 活動重点

4月	通学路における児童・生徒の安全確保	10月	横断歩道における歩行者優先等の徹底
5月	自転車の安全利用の推進	11月	夕暮れ時・夜間の交通事故防止
6月	梅雨期における交通事故防止	12月	年末における飲酒運転の根絶
7月	夏休み期間における交通事故防止	1月	降雪・凍結等による交通事故防止
8月	夏季における飲酒運転の根絶	2月	降雪・凍結等による交通事故防止
9月	高齢者の交通事故防止	3月	歓送迎期における飲酒運転の根絶

エ 推進事項

(ア) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、行政無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民にこの運動の趣旨及び正しい交通ルール・交通マナーの実践を呼びかける。

(イ) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

- ・家庭では、出かける前に家族が互いに安全行動を促す「一声運動」を推進する。
- ・幼稚（保育）園、学校においては、園児、児童、生徒に対し「交通安全の日」の周知並びに登下校時や家庭にあるときの安全行動について指導する。
- ・地域では、登下校時の街頭指導や参加体験型の交通安全教室等を開催する。
- ・職場では、朝礼、各種会議等を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申合せを徹底する。

(2) 「高齢者の交通事故ゼロの日」推進要領

ア 目的

高齢者の交通事故を防止するため、年間を通じて高齢者に対する思いやりと見守りの日を設け、行政、事業者、県民等が相互に連携協力し、総合的かつ効果的な広報・啓発活動を展開することを目的とする。

イ 実施日

毎月15日とする。ただし、その日が茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）に当たるときはその日の前日とする。

ウ 主唱

茨城県交通安全対策会議

エ 推進事項

(ア) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、行政無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、高齢者の交通事故防止を図る。

(イ) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

- ・家庭では、高齢者の交通事故防止について家族で話し合いを行う。
- ・学校では、児童生徒へ高齢者への思いやりと見守りについて、周知、指導を行う。
- ・地域では、高齢者の見守り・声かけ活動等を実施する。
- ・職場では、朝礼、各種会議等を利用して、高齢者の交通事故防止を図るための見守り活動の実践と無事故の申合せを実施する。

オ その他

上記交通事故防止に関する広報・啓発活動の実施に当たっては、高齢者が被害者となる犯罪の防止についてもあわせて取り組むものとする。

(3) 「交通事故死ゼロを目指す日」推進要領

ア 目的

県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を防止することを目的とする。

イ 実施日

4月10日（木）及び9月30日（火）（予定）

ウ 主唱

茨城県交通安全対策会議

エ 推進事項

(ア) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、行政無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民に「交通事故死ゼロを目指す日」の趣旨及び交通事故防止を呼びかける。

(イ) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

- ・家庭では、交通安全について家族で話し合いを行う。
- ・学校では、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知や登下校時の安全行動について指導する。
- ・地域では、登下校時の街頭指導や参加体験型の交通安全教室等を開催する。
- ・職場では、朝礼、各種会議等を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申合せを実施する。

(ウ) 春及び秋の全国交通安全運動と連動した活動

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施日は、春及び秋の全国交通安全運動期間中となるので同運動と連動した広報・啓発に努める。

(4) 「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉広報日」実施要領

ア 目的

高齢者を取り巻く現下の厳しい交通事故情勢に的確に対処し、高齢者が関係する交通事故発生の抑制と高齢者の交通事故死者数の減少を目指し、高齢者に対する県

民の思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに高齢者自身の安全意識の高揚を図るため、『高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉広報日』を設定して、行政、事業者、県民等が相互に連携協力し、総合的かつ効果的な広報・啓発活動を展開し、交通事故防止活動の強化を目的とする。

イ 実施日

9月15日(月) 敬老の日

ウ 主唱

茨城県交通安全対策会議

エ 実施事項

本広報日は、「敬老の日」という高齢者に対する「思いやり」が高まる機会に、高齢者の交通事故防止について広報・啓発活動等を実施する。

(ア) 実施場所

県内の老人福祉施設、敬老会式典会場及び高齢者が多数集まる健康増進施設等

(イ) 主催

- ・市町村交通対策協議会
- ・警察署

オ 実施者

- ・茨城県交通安全対策会議構成機関・団体
- ・市町村交通対策協議会構成機関・団体(市町村、警察署、安協、安管、母の会等)

カ 実施内容

市町村、警察署、関係機関・団体が相互に協力し、下記事項を実施する。

- ・高齢者とその家族、老人福祉施設関係者が多く集まる敬老会式典会場等における高齢者の交通事故防止を呼びかける広報・啓発活動
- ・県内の老人福祉施設等へ訪問しての交通安全教育(講話、声かけ運動等)
- ・高齢者宅を訪問し、高齢者や同居家族等に対する交通事故防止の啓発活動

キ その他

敬老会式典日等、地域の高齢者が多く集まる機会に広報・啓発活動を効果的に展開するために、それぞれの地域の実情を踏まえて活動日を15日前後に設定することができる。

(5) 「飲酒運転根絶のための県下一斉広報日」実施要領

ア 目的

本県では、飲酒運転による悲惨な交通死亡事故が毎年多く発生している。そのため夏の交通事故防止県民運動及び年末の交通事故防止県民運動実施期間内の飲酒の機会が増える週末に『飲酒運転根絶のための県下一斉広報日』を設け、県民への啓発活動を行い「飲酒運転を絶対にしない、させない」意識を高め、飲酒運転の根絶を目指すことを目的とする。

イ 実施日

夏の交通事故防止県民運動及び年末の交通事故防止県民運動期間中の各金曜日

夏 : 7月18日(金) 年末 : 12月5日(金)、12月12日(金)

ウ 実施場所

県内全域

エ 主唱

茨城県交通安全対策会議

オ 実施方法

県、市町村、警察署、関係機関・団体等が相互に協力し、飲酒運転根絶の広報・啓発活動を実施する。

- ・通勤時の駅周辺やショッピングモール等、人が集まる場所での啓発品の配布と声かけ
- ・飲食店、酒販売店等への訪問活動によるポスター及びチラシの配布と掲示の依頼
- ・車両広報車による地域への啓発
- ・ホームページや広報誌、回覧板、防犯無線、道路掲示板への掲載等による広報啓発の強化
- ・職場における指導や会議・会合等での声かけによる広報

(6) 「自転車の安全利用のための県下一斉広報日」実施要領

ア 目的

本県では、自転車の安全な利用の推進と自転車損害賠償責任保険等への加入を促進することを目的として令和元年に茨城県交通安全条例の一部を改正した。また、道路交通法の一部を改正する法律により、令和5年4月1日から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化された。これを踏まえ、より一層の自転車の安全利用と交通事故防止を図るため、5月の活動重点である「自転車の安全利用の推進」に係る『自転車の安全利用のための県下一斉広報日』を設け、自転車の安全利用等について広く県民に広報・啓発活動を展開し、自転車の交通事故防止を目的とする。

イ 実施日

5月1日（木）

ウ 実施場所

県内全域

エ 主唱

茨城県交通安全対策会議

オ 実施方法

県、市町村、警察署、関係機関・団体等が相互に協力し、自転車の安全利用等についての広報・啓発活動を実施する。

- ・通学・通勤時の駅周辺やスーパー等、自転車利用者が多い場所での啓発品の配布と声かけ
- ・ホームセンターや自転車販売店等へポスター及びチラシの配布と掲示の依頼
- ・車両広報車による地域への啓発
- ・ホームページや広報誌、回覧板、行政無線、道路掲示板への掲載等による広報啓発の強化
- ・職場における指導や会議・会合等での声かけによる広報

カ 広報・啓発内容

自転車は手軽で便利な乗り物ではあるが、車両（車の仲間）であり交通事故の被害者となるばかりではなく加害者となり高額な賠償を請求される事案も発生している。

自転車を利用する人は、車両の運転者（ドライバー）として、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に努める責任があることを県民に再認識してもらい、自転車の安全利用の推進を図ることが重要である。

- ・自転車の定期的な点検及び整備の実施
- ・自転車安全利用五則の周知
- ・自転車運転者講習制度の周知
- ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進

●主な表彰

（１）交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰

ア 表彰の対象

管内の交通死亡事故ゼロを連続達成した市町村

イ 表彰基準

次の基準を満たした市町村について表彰する。

区分	交通死亡事故連続ゼロ期間	
	連続ゼロ表彰	連続ゼロ特別表彰
人口20万人以上の市	150日間	300日間
人口10万人以上20万人未満の市	200日間	
人口3万5千人以上10万人未満の市町村	350日間	500日間
人口1万人以上3万5千人未満の市町村	550日間	1,000日間
人口1万人未満の町村	850日間	

（２）交通安全功労者・功労団体表彰

交通安全の推進に献身的、奉仕的に尽力し、交通事故の防止に多大な功績のあった個人及び団体

（３）交通安全県民運動模範推進者褒賞

地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に顕著な功績があった者

（４）交通安全ポスター作品コンクール表彰

県内の小・中・高校生から交通安全に関するポスター作品を募集するコンクールにおいて、最優秀賞（茨城県知事賞）をはじめ優秀賞各賞を受賞した者

（５）交通安全県民運動スローガン表彰（県交通安全計画の策定に合わせて実施（5年に1度））

県内の小・中・高校生及び一般の方から交通安全に関するスローガンを募集し、優秀賞を受賞した者

令和7年度 各機関・団体の主な推進事項

機関・団体	主な推進事項
茨城県	・高齢者の交通事故防止対策の推進 (高齢者交通安全教室の実施・反射材の着用促進等) ・高齢運転者に対する運転免許自主返納のサポート事業の実施 ・「飲酒運転根絶のための県下一斉広報日」等を活用した飲酒運転根絶への県民意識の啓発普及 ・交通マナー向上施策の推進 ・通学路の交通安全確保の推進 ・交通危険箇所の安全対策 ・自転車の安全利用の推進 ・自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育 ・世代別交通安全教育事業及び県交通安全教育講師派遣事業等による交通安全教育の実施 ・各季交通安全運動の実施 ・電子メールを活用した交通安全情報配信による運転者対策の推進 ・交通安全ポスター作品コンクール及び高校生交通安全啓発動画コンテストの実施による交通安全意識の啓発普及 ・ラジオ、テレビ、交通安全広報車、広報紙、ポスター・チラシ、SNS、道路情報板等を活用した広報啓発活動の実施 ・安全なまちづくり推進室ホームページ「いばらき安全なまちづくりガイド」及び「安全なまちづくり推進室X・Instagram」への情報の掲載 ・交通安全功労者・功労団体褒賞、交通安全県民運動模範推進者褒賞及び交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰の実施 ・交通事故の相談 ・交通死亡事故抑止緊急啓発の実施 ・暴走族追放強調運動の推進
市町村	○歩行者の保護 ・警察署や交通関係団体等と連携した街頭指導の実施 ・横断歩道における横断歩行者優先の啓発・停止率向上の取り組み ○自転車の安全利用の推進 ・自転車用ヘルメット着用促進補助金制度の実施 ・高校生及び高齢者に対する自転車ヘルメット着用の啓発活動（補助金支援事業） ・自転車通学をする中学生へのヘルメット購入費補助 ・中学卒業生を対象とした道路交通法改正内容の周知 ・小中学生の自転車点検・街頭指導の実施 ・小学生や中学生への自転車用ヘルメットの配付、自転車乗り方教室開催 ・駅周辺の自転車駐車場利用者に対する啓発活動 ○夕暮れ時から夜間における交通事故防止 ・反射材の普及啓発 (交通安全教室、高齢者世帯訪問時等に歩行者用反射タスキ、踵反射シール、自転車用反射タスキ配布)

	・トワイライト・キラリ作戦（薄暮時からの反射材着用推進活動）の実施 ・交通安全指導隊による夜間立哨 ○交通安全教室の推進 ・園児や児童・生徒、高齢者など世代や対象に応じた実践的な参加・体験型の交通安全教室の開催（自転車シュミレーターの活用） ・自治会や老人会等を対象とした交通安全講話 ・安全運転セミナー講習会、女性ドライバー教室、企業連携型交通安全教室の開催 ・保護者やボランティア等への立哨方法の指導、交通安全指導者講習会の実施 ・チャイルドシートの重要性 ○広報・啓発活動 ・各季交通安全運動期間中の交通安全キャンペーンの実施（公共施設・商業施設等での啓発活動、交差点での立哨活動等） ・チラシ、ポスター、広報紙、ホームページ、メールマガジン、SNS、防災行政無線、防災メール、コミュニティFM、デジタルサイネージ、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、地区回覧版、交通安全指導車等を活用した広報 ・交通安全大会・パレード等のイベント開催を通じた交通安全啓発 ・交通安全の日における広報啓発活動、街頭立哨 ・交通安全ポスター作品コンクールの実施 ・新成人へ安全運転啓発冊子の配付 ・免許取得者へ安全運転啓発チラシの配付 ○交通安全施設の点検・整備等 ・通学路合同点検、交通安全施設（カーブミラー・道路反射鏡・路面標示・看板・スクールゾーン等）の点検・整備 ・通学路の危険箇所等の安全点検調査と安全施設の整備 ・ゾーン30（プラス）整備の推進 ・交通危険箇所をデータ化した交通安全マップの作成・配布 ・主要交差点への街頭防犯カメラの設置 ・交通危険箇所をデータ化した交通安全マップ（ヒヤリ地図等）の作成・配布 ○その他 ・チャイルドシート着用の推進（補助金交付事業、リサイクル事業） ・踏み間違い防止装置設置の促進（補助金交付事業） ・幼児2人同乗用自転車購入助成事業 ・県民交通災害共済への加入推進 ・交通安全パトロールの実施
茨城県 警察本部	○子供や高齢者をはじめとする全ての道路利用者の安全の確保 ・事故分析に基づく交通安全対策の推進 ・子供と高齢者の交通事故防止対策の推進 ・自転車等に関する交通事故抑止対策の推進 ・歩行者に対する保護意識の向上及び横断歩道におけるルールの遵守と安全な交通行動の促進

	・きめ細かな運転者施策の推進 ・交通安全施設等の整備の推進と交通実態に即した交通規制の見直し ・関係機関・団体等との連携の強化 ○悪質・危険な運転者の排除等の交通事故抑止に資する取締りの徹底 ・交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ・飲酒運転根絶に向けた取締りの強化と規範意識の確立 ・妨害運転等に対する取締りの推進 ・暴走族等を許さない社会環境の確立 ・迅速な行政処分の執行
茨城県 教育委員会	○学校教育活動全体を通した交通安全教育の推進 ・学校安全計画に基づく交通安全教育の系統的・計画的な推進 ・児童生徒並びに学校の実態等の課題に随時対応する交通安全指導の推進 ・安全な歩行及び歩行者保護の視点を含めた安全な自転車利用のための教育の推進 ・関係機関等との連携による参加・体験型の交通安全教室の実施 ・安全な通学や自転車利用のための教材及び教師用指導資料の作成・配付 ・交通安全教育に関する研修会の開催による教員の資質の向上 ・学校訪問による交通安全教育推進の啓発 ○高等学校交通安全対策の実施 ・県内高等学校における交通マナーアップ学校委員会の活動促進 ・交通マナーアップ地域協議会における各学校の情報交換等を通しての取組の充実 ・原付バイク免許取得許可校の生徒を対象とした原付バイク安全運転教室 ・関係団体との連携による交通安全教育への講師派遣 ○地域社会における交通安全指導の充実 ・各PTA団体と連携し保護者に対し交通安全意識の高揚を図る。
水戸地方検 察庁	・交通事故防止県民運動、春及び秋の全国交通安全運動の周知 ・自動車運転時の安全確認の徹底
茨城労働局	・交通労働災害防止対策の推進（ガイドラインの周知等） ・改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」と自動車運転の業務の時間外労働の上限規制の周知と指導徹底
関東運輸局 茨城運輸 支局	・自動車運送事業者への指導・監督の徹底 ・不正改造車を排除する運動の実施 ・自動車の点検整備推進運動の実施 ・全国交通安全運動の実施 （運動期間中、庁舎に懸垂幕を掲示して事故防止の啓発活動） ・夏季及び年末・年始輸送安全総点検の実施
関東地方整 備局常陸河 川国道 事務所	・事故危険箇所の安全対策実施及び歩道整備 ・道路情報板による広報・啓発活動の実施 ・通学路及び生活道路の交通安全確保に向けた取組の推進 ・交通安全施設等の整備
自動車事故 対策機構	・「茨城県交通安全県民運動」の周知 ・運輸安全マネジメントに係るナスバ講習会の受講促進

茨城支所	・運行管理者を対象とした指導講習の受講促進 ・“ナスバネット”による運転者適性診断の普及促進 ・運転者適性診断の受診後のカウンセリングの利用促進 ・講師派遣等を通じた安全運転励行及び事故発生状況の周知 ・自動車アセスメントの周知による安全な車の選定意識の周知 ・各種イベントへの出展による各種活動及び交通事故被害者・遺児支援活動の周知
自動車安全 運転センタ ー 茨城県 事務所	・自動車安全運転センター安全運転中央研修所における研修者勧奨による実践的かつ専門的な運転者教育の推進 ・運転経歴に関する証明書の活用拡大による職場における安全運転管理の活性化 ・運転経歴に関する証明書及び交通事故証明書の申請者に対する交通事故防止資料の提供と広報啓発活動の推進
茨城県 交通安全 協会	・春及び秋の全国交通安全運動期間中における全地区一斉街頭活動「茨城路セイフティロードの日」の実施等、大規模街頭活動の実施 ・小中高生を含めた市民参加の交通安全街頭キャンペーン・パレードの実施 ・通学時及び薄暮・夜間等における交通安全パトロールの強化 ・通学路への「強調シート」設置支援、通学路危険箇所の点検及びカーブミラー清掃等道路施設の整備 ・横断歩道ルール啓発活動の推進 ・高齢者に対する史跡・名所巡りを兼ねた交通安全教室の推進 ・高齢者在宅家庭訪問等による反射材普及の促進 ・高齢者等免許返納者全員に対する反射材付携帯品等の配布支援 ・飲酒運転根絶を目的とした「ハンドルキーパー運動」の推進 ・各種交通安全対策及び交通安全キャンペーン等の開催による交通安全意識の醸成 ・シートベルト効果体験車、安全運転適性診断車、自転車シミュレーター等による参加・体験・実践型交通安全教育の実施 ・こどもを対象とした自転車大会、高齢者を対象とした参加・体験・実践型のドライバーセミナー等の開催 ・二輪車安全運転講習会の開催 ・マイファミリー交通安全対策（新入学児童・同家族へのランドセルカバー等の配布支援） ・機関紙「交通いばらき」、各新聞紙、L u c k y F M 茨城放送、ホームページ等の各種広報媒体活用及び広報車の活用 ・横断幕・懸垂幕・のぼり旗・行政無線等を活用した啓発広報 ・会員を対象としたチャイルドシート貸出制度の実施による着用率の向上 ・反射材配布による「高齢者（歩行者・ドライバー等）対象無事故コンクール（交通安全シルバーキラリチャレンジ“2025”）」の実施 ・全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用啓発の推進
茨城県 安全運転管 理協会	・機関誌「運転管理いばらき」、ホームページ、ラジオ等による広報、啓発活動の実施 ・「運転中の“マナーアップ”運動」の推進

	・ 会員事業所における「無事故無違反チャレンジ安管いばらき2025」の実施 ・ 飲酒運転根絶対策の推進 ・ 歩行（高齢）者の交通事故防止対策の推進 ・ シートベルト着用対策の推進 ・ 運転適性検査の実施 ・ 運転適性検査・指導者資格認定講習会の開催 ・ スケアード・ストレイト交通安全教室の開催 ・ 安全運転競技大会の開催
茨城県 交通安全母 の会連合会	・ 高齢者世帯訪問事業 ・ 女性ドライバー・高齢者ドライバー教室等各種交通安全教室の開催と ドライバー教室の開催 ・ キャンペーン及び街頭指導 ・ 安全点検・ヒヤリ地図づくり ・ 飲酒運転根絶のための活動の推進 ・ シートベルト・チャイルドシート着用の推進 ・ 広報誌での啓発 ・ 世代間交流事業の推進 ・ 茨城県交通安全キャラバン隊の実施
茨城県地域 交通安全活 動推進委員 協議会 連合会	・ 自転車の安全利用に向けた広報・啓発活動 ・ 高齢者の交通事故防止に向けた広報・啓発活動 ・ 飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発活動 ・ 歩行者の保護に向けた広報・啓発活動 ・ 児童・生徒の交通事故防止に向けた広報・啓発活動 ・ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止に向けた広報・啓発活動 ・ シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に向けた広報・啓発活動
茨城県 指定自動車 教習所協会	・ 初心運転者教育機関としての各種施策の推進 ・ 運転免許取得後1年未満の「初心運転者」に対する交通違反、交通事故防 止啓発活動の推進 ・ 高齢者講習時における交通安全意識の醸成活動 ・ 児童、青少年及び高齢者に対する交通安全教室の開催 ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動の推進 ・ 教習及び各種講習時における「歩行者の保護」意識の醸成活動
茨城県 トラック 協会	・ 事故防止講習会及び監理・監督者等講習会の開催 ・ 安全運転研修所におけるドライバー研修の実施 ・ 運転者技能競技会の開催 ・ 交通安全運動期間中広報活動の実施 ・ 事故防止コンクールの実施 ・ 歩行者保護の取組活動 ・ 安全機器等に対する助成 ・ 飲酒運転の根絶 ・ 事故防止教室の実施
茨城県 バス協会	・ 運行管理責任者研修の実施 ・ 運行管理者事故防止講習会の実施

	・車内事故防止キャンペーンの実施 ・飲酒運転の防止徹底 ・自動車点検整備推進運動の実施 ・春・秋及び年末年始の交通安全運動総点検の実施 ・安全運転中央研修所におけるドライバー研修の実施 ・「ライトの早めの点灯運動」の実施 ・安全装置の取付推進 ・適性診断の実施
茨城県 ハイヤー・ タクシー 協会	・飲酒運転の防止徹底 ・高齢者と子どもの交通事故防止 ・タクシーに乗車しての指導実施 (乗務員の接客指導時に「横断歩行者の保護」指導) ・全席シートベルト着用の徹底 ・自動車の確実な点検整備の励行促進 ・年間の各季に応じた交通事故防止対策の徹底 ・「ライトの効果的な活用」の推進
東日本旅客 鉄道株式会 社水戸支社	・春及び秋の全国交通安全運動の実施 交通安全意識の高揚を図り、事業所等に立看板等を掲示し、本運動の趣旨を周知する。また、現業箇所では伝達等において交通安全のルールについて周知徹底させる。 ・踏切事故防止キャンペーンの実施 踏切支障件数が多い箇所を選択し、キャンペーングッズを配布するなど、踏切横断時の危険性などを伝え、啓発活動を継続する。 また、小学校に対して踏切事故防止教育を継続して取り組み、異常を認めた場合の踏切支障報知装置の扱いについて教育を実施する。
茨自販 交通安全対 策推進 協議会	・高齢者の交通事故防止 ・飲酒運転の追放 ・全席シートベルト着用の徹底 ・機関誌による広報活動 ・各種会議、研修会等を通じての交通安全の周知徹底 ・ホームページでの啓発活動
茨城県 軽自動車 協会	・飲酒運転の追放 ・シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 ・運転時携帯電話使用禁止の徹底 ・ラジオCMによる交通安全啓発
茨城県 自動車整備 振興会	・点検整備の促進、啓発及び不正改造車の危険性周知 ・マイカー点検教室の開催（歩行者への思いやり運転の呼びかけ） ・ホームページ及び会報による広報 ・街頭検査への協力 ・広報宣伝車による街頭広報 ・ラジオによる交通事故防止広報の実施

茨城県 自転車・二輪自動車商 協同組合	・自転車通学校に対する自転車の安全な乗り方教室等の開催 ・自転車の点検整備と点検整備済みT Sマーク貼付推進及び周知徹底 ・各交通安全運動、キャンペーン等に対する協力 ・自転車乗用者への交通ルール遵守の呼びかけ ・学校及び街頭での自転車安全点検と整備の実施
茨城県 高速道路交 通安全協会	・県内高速道路における各種交通安全キャンペーンの実施 ・各種交通安全啓発物類の配布 ・シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・ハイウェイモニター活動の推進 ・高速道路安全セミナー ・あおり運転防止に向けた諸活動
東日本高速 道路株式会 社 関東支 社水戸管理 事務所	・サービスエリア、パーキングエリアにおいて季節ごとの交通安全キャンペー ン協力 ・安全運転管理者等講習会において、講師として高速道路での事故事例等によ り、安全走行等の説明を行う ・地域連携として交通安全啓発を目的としたイベントの参加協力
茨城県 老人クラブ 連合会	・各種会議、研修会等における交通安全に関する周知徹底 ・高齢者への反射材の着用促進を図るための「交通安全シルバーキラリチャ レンジ」及び「交通事故防止歩行者リーダー」への協力 ・機関紙による県内全会員等に対する交通安全広報・啓発活動 ・ホームページを活用しての広報・啓発活動 ・各市町村老連等に対する交通安全運動の普及啓発と協力依頼 ・友愛訪問活動や加入促進活動時に未加入高齢者への呼びかけを実施
全国共済農 業協同組合 連合会茨城 県本部	・新入学児童への黄色い帽子的贈呈 ・中・高生対象のスタントマンを活用した自転車交通安全教室の開催 ・交通安全に係る各種資材の寄贈 ・J A共済アンパンマン交通安全キャラバンの開催（4回） ・新聞・ラジオ広報等による広報活動
茨城県 経営者協会	・会員企業の営業車両・通勤車両にステッカーを貼付。社屋・営業所にポス ターを掲示し、社員並びに地域の交通安全意識の向上に寄与する。 ・会員企業に対して、交通事故防止に関わる茨城県・茨城県警からのメルマ ガ配信・ポスター・チラシの配布協力
茨城県 商工会 連合会	・各種交通安全運動キャンペーンの協力 ・交通ルールのチェックとマナーアップ推進の実施 ・飲酒運転追放三ない運動とあおり運転追放の促進 ・会員事業所の高齢ドライバーへ交通事故等の注意喚起 ・各種会議および研修会等における交通安全に関する周知 ・青年部員の子ども見守り隊による市内パトロールの実施
茨城県 商工会議所 連合会	・道路や交通の状況を確認しながらの安全走行の徹底 ・運転中の携帯電話使用の禁止励行、飲酒運転禁止の徹底、あおり運転追放 の促進 ・各種研修会、会議等の機会を活用した交通安全に関する啓発周知 ・電子メールによる交通安全情報の配信

※1 安全運転五則

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確認める
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない



※2 高齢運転者の安全運転五則

- 1 一時停止場所では必ず止まり左右の安全を確認める
- 2 ハンドル プレーキの操作を的確に行う
- 3 交差点では必ず安全を確認める
- 4 信号を守り 信号の見落としに注意する
- 5 脇見 ぼんやり運転をしない

高齢者運転標識



※3 飲酒運転三ない運動

- 1 飲んだら運転しない
- 2 運転するなら飲まない
- 3 運転する人には飲ませない

STOP!
飲酒運転



※4 ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店に行き飲酒する場合に、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動



ハンドルキーパー運動ロゴマーク

※5 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



<別表>

実施及び協賛機関・団体

(順不同)

● 実 施 機 関 等 ●		
茨城県	市町村	茨城県警察本部
茨城県教育委員会	市町村教育委員会	水戸地方検察庁
茨城労働局	関東運輸局茨城運輸支局	関東地方整備局常陸河川国道事務所
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	県市長会	県町村会
自動車事故対策機構茨城支所	自動車安全運転センター県事務所	県交通安全協会
県安全運転管理協会	県交通安全母の会連合会	県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
県指定自動車教習所協会	県トラック協会	県バス協会
県ハイヤー・タクシー協会	茨自販交通安全対策推進協議会	県軽自動車協会
県自動車整備振興会	県自転車・二輪自動車商協同組合	県高速道路交通安全協議会
県医師会	東日本高速鉄道株式会社関東支店管理事務所	県老人クラブ連合会
全国共済農業協同組合連合会茨城県本部	県経営者協会	県商工会連合会
県商工会議所連合会		
● 協 賛 団 体 等 ●		
茨城県議会	県市議会議長会	県町村議会議長会
県二輪車普及安全協会	いばらきサイクリング協会	日本自動車連盟茨城支部
県道路整備促進協議会	交通事故総合分析センター	県中古自動車販売協会
県自動車タイヤ販売店協会	県緊急作業用自動車協会	県貨物自動車安全輸送協議会
県踏切事故防止対策協議会	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会わくわくセンター
県身体障害者福祉団体連合会	県青年会議所	県青年団体連盟
県青年団協議会	県女性団体連盟	県地域女性団体連絡会
県子ども会育成連合会	県青少年赤十字指導者協議会	県青少年育成協会
県スポーツ少年団	日本ボーイスカウト茨城県連盟	ガールスカウト日本連盟茨城県支部
県ユースホステル協会	県PTA連絡協議会	県高等学校PTA連合会
県・国公立幼稚園PTA連絡協議会	県国立幼稚園長会	県私立幼稚園・認定こども園連合会
県保育協議会	県民間保育協議会	いばらきシルバー交通安全情報ネットワーク協議会
県学校長会	県高等学校長協会	県私学協会
全国農業協同組合連合会茨城県本部	県農業協同組合中央会	県厚生農業協同組合連合会
県信用農業協同組合連合会	県食品衛生協会	県石油業協同組合
県建設業協会	県柔道整復師会	日本損害保険協会南関東支部茨城損保会
県弁護士会	茨城県行政書士会	県警備業協会
県高圧ガス保安協会	県観光物産協会	県警友会連合会
茨城新聞社	読売新聞社水戸支局	朝日新聞社水戸支局
毎日新聞社水戸支局	時事通信社水戸支局	産経新聞社水戸支局
東京新聞水戸支局	共同通信社水戸支局	日本経済新聞社水戸支局
日本工業新聞社関東支局	日本放送協会水戸放送局	茨城放送
フジテレビ	テレビ朝日	日本テレビ
東京放送	いばらきコープ	

【事務局】

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848

E-mail seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ「いばらき安全なまちづくりガイド」で検索